

郡山市奨学資金給与条例及び郡山市篤志奨学資金給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月6日

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市条例第12号

郡山市奨学資金給与条例及び郡山市篤志奨学資金給与条例の一部を改正する条例

(郡山市奨学資金給与条例の一部改正)

第1条 郡山市奨学資金給与条例(昭和42年郡山市条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(奨学資金の額) 第3条 奨学資金の額は、 <u>月額12,000円</u> とする。 (奨学生の決定) 第6条 教育委員会は、市長と <u>協議の上</u> 、奨学生を決定する。 (奨学資金の給与の休止) 第8条 奨学生が休学したときは、 <u>休学した日の翌月から復学した日の前月</u> までの間、奨学資金の給与を休止する。	(奨学資金の額) 第3条 奨学資金の額は、 <u>月額10,000円</u> とする。 (奨学生の決定) 第6条 教育委員会は、市長と <u>協議のうえ</u> 奨学生を決定する。 (奨学資金の給与の休止) 第8条 奨学生が休学したときは、 <u>休学の翌月から復学の前月</u> までの間、奨学資金の給与を休止する。

(郡山市篤志奨学資金給与条例の一部改正)

第2条 郡山市篤志奨学資金給与条例(昭和45年郡山市条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(奨学生の決定) 第4条 教育委員会は、市長と <u>協議の上</u> 、奨学生を決定する。 (奨学資金の額) 第5条 奨学資金の額は、 <u>月額12,000円</u> とする。	(奨学生の決定) 第4条 教育委員会は、市長と <u>協議のうえ</u> 奨学生を決定する。 (奨学資金の額) 第5条 奨学資金の額は、 <u>月額10,000円</u> とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中郡山市奨学資金給与条例第6条及び第8条の改正規定並びに第2条中郡山市篤志奨学資金給与条例第4条の改正規定は、公布の日から施行する。